## 防災上重要な道路沿い

にある建築物の「丁屋記)は「が

義務化されました。

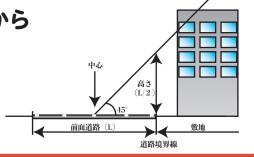
※対象建築物の所有者には今後個別でご連絡しますのでご協力をお願いします。

(1)耐震診断を義務付ける対象道路等

耐震診断を義務付ける対象道路	道路延長	対象棟数 (見込)
大規模災害時、自衛隊や消防、警察の広域応援部隊等が	約 580 k m	5/1 埔
進出するルート	W 300 KIII	<b>フサー</b> 体
原子力災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、	約 110 k m	17 棟
住民等の早期退避に必要な避難路	THE THE STATE OF T	17保
合計	約 690 k m	558棟

## (2) 耐震診断を義務付ける建築物

・対象道路に接する 昭和 56 年 5 月以前 に建築された建築物 ・前面道路の中心線から上方 45 度の線にかかる建築物



(3) 耐震診断義務の開始

2019年4月1日

4) 耐震診断結果の報告期限

2022年3月31日 開始から3年



詳しくは県ホームページへ

耐震ナビ





お問い合わせ

静岡県 くらし・環境部 建築安全推進課 電話番号 054ー221-3076